吉川市長 中原 恵人 様

2020 年度吉川市の施策並びに 予算編成に対する要望書

2019年12月3日

日本共産党吉川市議員団 団 長 佐藤 清治 小林 昭子 雪田きよみ 遠藤 義法

吉川市 2020 年度予算要望書提出にあたって

日頃の市政運営に敬意を表します。

戦後74年我が国の平和への願いはますます強く、とりわけ二度もの原爆投下に対する非核平和への思いはひとしおです。2017年国連で採択された核兵器禁止条約批准国は2019年11月までに34ヵ国と広がっています。11月23日にフランシスコ・ローマ教皇が訪れ、国内外に世界の被爆と平和への訴えがされた事は大きな意義をもつことです。今後とも市平和事業へ更なるのとりくみを期待し、要望致します。

一方、わが市においても高齢化が避けられない中、「病院や買い物に行くための足となるものがなく困っています。」と、地域公共交通に対する要望が大変多く寄せられています。行政としての力を発揮していただきたいと思います。

災害の問題では、昨年は大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震等に見舞われましたが、今年の台風 19 号では、学校避難所開設に数百人規模で市民が避難するなど益々身近な問題として関心が高まっています。市民アンケートに於いても、不安の声と共に、市民目線の提案、要望が様々寄せられています。市民の命と財産を守る防災対策の予算強化が必要となります。

経済、くらしの面では、大企業の内部留保は 442 兆円に膨らむ一方、労働者の実質賃金は減少したままで格差と貧困が一層拡大しています。更に安倍内閣は 10 月から消費税 10%への増税を行いました。日本共産党市議団では 10 月に自営業者の訪問活動を行いましたが、どの業種でも大変厳しい状況が話されました。市議団へのアンケートにも、「年金生活になり収入が減っている。どこを節約してよいのかわからない」と、不安の声が寄せられています。

高すぎる国民健康保険税・介護保険料の軽減を求める声、安心して受けられる医療、介護への要望も切実です。

地方自治は、地方自治体の基本を「住民の福祉の増進を図ること」としています。要望書では市民アンケートの結果も踏まえ、国・県に対する要望事項も掲載させていただきました。市として強く実現を求めていただくようお願いいたします。

要望につきましては、20 年 3 月議会の議案発送日までに文書による回答をお願いいたします。

平和・民主主義・男女共同参画の市政を

- 1. 市の平和事業をさらに充実するために、広島の高校生が描いた「原爆の絵」のパネルを展示するなどの充実、子どもたちに語り継ぐ活動の支援すること。広島・長崎の平和記念式典に市職員や中学生を含めた市民を派遣すること。
- 2. ドメステック・バイオレンス等の被害者に対して自立支援施設・施策の充 実をより一層すすめること。加害者更生の取り組みについて、体制の強化 を図ること。
- 3. 性暴力被害者への支援のさらなる拡充を図ること。関係機関・団体と協力 して、病院型のワンストップ支援センターを東部地域に設置するよう県に 求めること。
- 4. 性暴力被害者支援条例を制定すること。
- 5. LGBT (性的マイノリティー) の人権を尊重し差別をなくすために、わかりやすいパンフレット、ポスターによる啓発を積極的に実施すること。
- 6. パワーハラスメント、セクシャルハラスメントについて職員の認識を高める研修の実施、相談体制の更なる充実を図ること。
- 7. 横田・入間基地から軍用機訓練飛行を県内上空で行わないよう国・県に求めること。
- 8. オスプレイの重大事故が多発しているなか横田基地に配備が強行された。 国・県に対して撤退を申し入れること。18 年8月全国知事会が日米両政府 に提言した内容の日米地位協定の見直しを政府に求めること。
- 9. 核兵器禁止条約の署名国が79、批准国が34カ国に達した(19年11月現在)。 被爆国日本が調印、批准するよう国に申し入れること。
 - 2. 市民のくらし・福祉・健康を守るために
 - ◆ 国民健康保険・生活保護等について
- 1. 国民皆保険制度を支える国民健康保険制度へ国庫負担金の増額を国に求めること。
- 2. 国保の広域化に伴い新たな保険者となった埼玉県に対し、一般会計から国保会計への繰り入れを増額するよう求めること。
- 3. 一般会計から国保会計への繰り入れを5年間で二分の一にすることが求められているが、繰り入れをなくさず増額し、国保税を引き下げること。
- 4.18歳未満の国保加入者の均等割をなくすこと。国に1兆円の増額を求めること。
- 5. 国保税滞納世帯への強引な差押えはしないこと。短期保険者証、資格証明

- 書の発行は重病化、命に関わることでありやめること。
- 6. 医療機関に受診することができずに死亡した事例の有無、その数を調査すること。
- 7. 国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成の増額を県に求めること。
- 8. 国に対し、国民健康保険に傷病手当の法定給付を要求し、国の助成を出産育児一時金以外も対象とするよう要求すること。
- 9. 健康の意識づくり向上、病気の早期発見のため健診項目の拡充、人間ドックへの補助金制度をただちに設けること。
- 10. 生活困窮者のために市営住宅を建設すること。また民間住宅の借り上げを行い、確保すること。
- 11. サービス付高齢者住宅やグループホーム等入所者への生活扶助を増額すること。
- 12. 生活保護制度の老齢加算の復活、夏季加算の創設、吉川市の級地の引き上げを国に要求すること。
- 13. 生活保護制度は国民の権利であることを広く市民に知らせること。
- 14. 生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者の生活実態を 把握し、支援策を強めること。
- 15. 税金の収納業務は人権や生活実態、将来への生活不安に配慮し、担税能力にみあったきめ細かな対応をすること。

◆ 介護・高齢者福祉について

- 1. 特別養護老人ホーム・老人保健施設の稼働率を上げるよう、市独自の介護職員確保対策を行うこと。
- 2. 介護職員の処遇改善は、「経験・技能のある介護職員の重点化」ではなく抜本的改善をするよう国に求めること。
- 3. 介護職員確保に向けて、独自の施策を行うこと。
- 4. 要介護1・2の生活援助を介護保険から外さないよう、国に求めること。
- 5. 介護保険国庫負担を元の2分の1に戻して、保険料・利用料の軽減、安定した介護保険制度にすることを国に求めること。
- 6. 介護保険の調整交付金5%は、全額交付することを強く国に求めること。 5%に満たない時は、市が繰り入れをし、介護保険料を引き下げること。
- 7. 介護保険利用料の『負担限度額認定証』を、第1~第5段階の全ての利用 者に対して、全てのサービスを対象に実施すること。
- 8. 介護保険料の滞納未納を理由にした介護保険サービス利用料の償還払いを やめること。
- 9. 駅南地域に第4地域包括支援センターを設置すること。
- 10. 市直営の包括支援センターを設置し、年齢・性別を問わずあらゆる課題(虐

- 待等)に対応する総合相談窓口として、その課題に対応すること。また各 支援センターの中核的役割を担うこと。
- 11. 市内介護事業所の実態を把握し、介護報酬の引き上げを国に求めること。
- 12. 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう国に求めること。 75 歳以上の高齢者医療費を無料にすることを国に求めること。
- 13. 配食サービス、入院見舞金、家賃補助等の福祉施策の拡充を図ること。
- 14. 外出支援サービス利用の対象範囲を要介護2以上として、高齢者の外出支援を進めること。
- 15. 要介護者の通院の実態について調査し、通院介助ができるヘルパー派遣制度を市の事業として実施すること。
- 16. 紙おむつ支給制度を入院中は「おむつ代支給制度」として、おむつ代を助成すること。
- 17. 高齢難聴者の補聴器購入費用助成制度をつくること。
- 18. 高齢者の健康増進に向けて、フレイル予防をさらに促進すること。特に社会的孤立の防止に向けた取り組みを講じること。図書館を活用したフレイル予防に取り組むこと。

◆ 障がい者福祉について

- 1. 養護学校卒業生、中途障がい者への訓練等、支援の充実を図ること。また、 障がい者就労の実態調査を行うこと。
- 2. 特別支援学校を卒業後も安心して暮らせるよう、障がい者就労支援事業所の 拡充・充実をはかること。
- 3. 民間の障がい者法定雇用率の実態を調査、厳守を指導し、就労環境の整備を 進めること。
- 4. グループホームのニーズ調査を実施し、市として精神・知的・身体障がい者 の入所施設の整備を早急に進めること。
- 5. 事業所・施設の就労支援の施策を強化すること。そのためにも就労支援検討 委員会を設置して、障がい者就労支援計画を策定すること。
- 6. 精神障がい者保険福祉手帳を取得した精神障がい者に対し、障害年金の認定 基準を見直すよう国に求めること。
- 7. 精神障がい者保健福祉手帳2級を取得した精神障がい者に対し、市独自の 年金制度を設けること。
- 8. 障害福祉施設への補助の拡充を国・県に求め、また市独自の支援策を拡充すること。
- 9. 障がい者(児)の外出支援の拡充・充実を図ること。
- 10. 聴覚・視覚障がい者等の情報格差を是正するため、庁舎など公的施設に手話通訳・点字通訳等を配置すること。
- 11. 障がい者施設の安全確保に努めること。障がい者へイトを無くすための対策

- を強化すること。
- 12. 重度心身障がい者医療費支給について、65 歳以上で新たに認定される方及 び一定所得以上の方々の医療費支給を元に戻すことを県に要望すること。市 は独自に助成を行うこと。

◆ 子育て支援について

- 1. 入所希望者が保育所に入所できるよう、体制をとること。
- 2. 民間保育園の土地・家屋など賃借料に格差を生じないよう対処すること。
- 3. 民間保育士1人当たりの委託給付費を増額し、基本給が引き上げられるよう国に求めること。
- 4. 民間に働く保育士の処遇を公立並みとするため市の独自補助を拡充するなど、保育士確保困難を解消すること。
- 5. 保育の質向上のため園庭の確保などを協議し、支援策を講じること。
- 6. 保育料無償化の対象年齢を0~3歳児も含めるよう、国に求めること。
- 7. 障がい児保育の拡充を図ること。
- 8. 土曜日の保育時間を公立保育所でも午後7時まで行うこと。
- 9. 子ども医療費無料制度は、国の制度として実施するよう国に求めること。市は対象年齢を18歳まで拡充すること。
- 10. 子ども医療費の窓口払い制度などを実施している自治体へのペナルティーを就学以降についてもやめるよう国に求めること。
- 11. 各中学校区に児童館をつくること。 子どもの居場所づくりの施設を確保すること。
- 12. 児童手当の財源は、国が責任をもつことを求めること。
- 13. 貧困の連鎖をたちきるために、調査した子どもの実態をもとに、適切な貧困解消の施策をすすめること。国に対して財源措置を求めること。
- 14. 子どもの虐待対策を講じること。
- 15. 子ども食堂への補助を行うこと。
- 16. 不登校児童生徒の中学卒業以降の支援が長期のひきこもりを防ぐ重要な施策と考える。担当を位置付け、生活状況について実態調査を行うなど、支援の仕組みを早急に確立すること。

◆ 地域医療、保健充実のために

- 1. 医師・看護師を計画的に増員するための県内公立大学に医学部を設置するよう国・県に求めること。
- 2. 救急搬送のより一層の迅速化を図るため、東部二次保健医療圏への医師の確

保をはじめ救急体制の充実を国・県に求めること。

昨年度の回答では迅速化・充実化が図られているとのことだったが、何がど の程度改善されているのか、課題は何かを明らかにすること。

- 3. 「出産一時金」の範囲で出産できる施設の整備を図ること。市民の健康と医療向上のために産科のある総合病院を誘致すること。 昨年度は「課題を整理し、検討を行う」との回答だったが、どのように検討
 - 昨年度は「課題を整理し、検討を行う」との回答だったが、どのように検討されたのかを明らかにすること。
- 4. 新生児聴覚検査の費用助成制度を設けること。
- 5. 保健・予防事業を強化し、健診の自己負担額を軽減すること。
- 6. 個別健康診査補助を市外近隣医療機関も対象とすること。
- 7. 入院医療費及び食事・療養費の負担限度額の制度周知を徹底し、負担軽減が なされていない人をなくすこと。
- 8. 子どものインフルエンザワクチン接種に対する補助を増額し、補助対象を1 回から2回にすること。
- 9. 乳がんの発症リスクは 11 人に一人と言われる中、吉川市が乳がんで亡くなる人を無くすため、乳がん検診は 30 歳からを対象として実施すること。マンモグラフィーと併せてエコー検査を実施すること。
- 10. 不妊検査及び治療に対して、検査費用・治療費助成制度を更に拡充すること。 不妊治療のために退職する女性を減らすため、不妊治療に対する理解を更に 広げる対策をとること。

3. 生活基盤整備について

- 1. 市民の足の確保は街づくりの要、根幹となる施策です。吉川の実情に合った 交通網の整備をタクシー・バス事業者、市民、行政で協議し、タクシーチケット補助事業を含めて地域公共交通施策をまとめ、実施すること。
- 2. 茨城急行バス、メート―観光バスを増発するよう求めること。
- 3. 吉川駅の始発からの無人化をなくすよう JR に求めること。
- 4. 吉川駅にホームドアを設置すること。それまでは安全対策を十分確保できる人員を配置するよう JR に求めること。
- 5. 武蔵野線の始発時間を早めること。最終電車を延長するよう JR に求めること。
- 6. 吉川駅周辺歩道のインターロッキングブロックは凹凸があり危ない。アスファルト舗装に改修し、バリアフリー化と歩道の安全を図ること。
- 7. きよみ野発、越谷市立病院経由越谷駅行きを復活するよう要望すること。
- 8. 吉川美南駅(東、西口)からのバスルートの増便をはかること。
- 9. おあしす発、老人センター経由吉川駅行バスの土日、祝日午前5時台を増発するよう要望すること。

- 10. 旭小学校、三輪野江小学校区に公園を求める声は長期に渡り強く要望されている。公園作りをすすめる事。
- 11. 三輪野江「農業公園」事業を具体化すること。
- 12. 県道葛飾吉川松伏線の振動・騒音、大気汚染解消等の対策を講じること。 旧市役所~吉川駅間の大型車規制を県に求めること。中央病院付近の歩道 を車いすが通れるよう整備し安全対策を講じること。
- 13. 3-3-4(三郷一吉川線)号線の道路拡幅計画・実施と、県道川藤野田線までの延伸を県に強く求めること。舗装の全面改修を早急に実施すること。
- 14. 関会野谷線の車両通行による振動・騒音等の為、速度制限、大型通行止め、 重量制限を講じる事。道路全面補修を当初計画通りに進めること。
- 15. 葛飾吉川松伏線 バイパスの振動の実態調査と対策を講じるよう県に求めること。
- 16. 駅南、美南地区の調整池及び下流の雑草対策を県に求めること。市、県の 雑草刈取回数を増やし市内美化、安全をはかること。
- 17. 県道、市道の歩道部分の雑草刈りが行われていないのが目立つ。自転車、 歩行者にとって安全のため草刈りを道路パトロール時に点検し、すみやか な対応をすること。
- 18. 道路舗装、補修費、排水路の整備と清掃費などの予算は市民要望に充分応えるものに増額すること。
- 19. 歩道にある樹木の手入れを定期的に行うこと。
- 20. さくら通りは歩道幅を優先して確保するよう見直し、整備をすること。
- 21. 大場川、上第二大場川の早期改修を県に要望すること。
- 22. 道路路面上の消えかかっている白線表示を定期的に行うこと。 自転車道と歩道を分離し、安全確保を図ること。
 - 4. 安全で快適な市民生活をすすめるために

◆ 放射線対策について

- 1. 市が責任を持って、市民の農産物や食料品の放射線量測定をできるようにすること。住民からの検査依頼にも対応できるようにすること。
- 2. 福島第一原発事故による放射能汚染により、吉川市では、公園、校庭などに 除染土を埋設した。事故後8年以上経ち、埋設除染土について場所など含め 認識していない市民もいる。子育て、学校関係者等への周知徹底を改めて図 ると共に、安全の確認、対策を実施する事。
- 3. 保育所、学校給食食材の放射線検査を継続すること。
- 4. 福島原発事故当時 18 歳までの子どもを対象とした甲状腺検診の健康状態を注視すること。
- 5. 放射線汚染残土の最終処分を実施するよう国に求めること。

- 6. 東海第二原発について、再稼働はしないように国及び関係機関に求めること。
- 7. 東海第二原発再稼働に向けての周辺住民の避難計画については、その内容を 分かりやすく市民に公表すること。水戸市との協議では吉川市の実態にそく した避難計画を作成するよう水戸市に伝えること。
 - ◆ 防災対策について
 - 1. 地域ごとの避難場所や海抜を表示し、設置個所を増やすなど工夫すること。
 - 2. 災害時要支援者の個別避難計画を自主防災組織や自治会と認識を共有する中で早急に策定すること。同時に定期的な確認、避難訓練を行うこと。
 - 3. 外国人在住者へ情報の提供と避難場所の周知をはかること。
 - 4. 橋梁の修繕をさらに促進すること。国に財源処置を求めること。
 - 5. 市内公共施設の個別施設修繕計画に従い、補強工事計画を公表すること。 耐震診断を早期に行い補強工事を計画的に実施すること。
 - 6. 公共施設マネジメントの取り組みについては、市民の暮らしや福祉、子育 て、文化スポーツ活動をより前進させることを優先すること。
- 7. 木造住宅耐震補強工事に対する補助を増額し、制度の周知をはかること。 補助はうけやすく改善すること。また、ブロック塀も補助の対象とすること。
- 8. 住宅密集市街地の防災対策を計画的に沿ってすすめること。住民に徹底して減災対策を実施すること。
- 9.消防の広域化は行わないこと。
- 10. 駅南中川堤防整備を国に強く求めること。
- 11. 防災無線は市民のみんなに聞こえるように、設置場所、高さ、スピーカーの方向を再検討すること。個別受信機の設置を進めること。SNS、エリアテレビの検討をすること。

◆ 市民生活について

- 1. 引き続き資材置き場の近隣環境影響調査(夜間、早朝の騒音、隣接道路、水路の影響、粉塵公害、光公害)を行い公表する事。定期的パトロールと影響チェックを行い、環境保全を行うこと。
- 2. 資材置き場設置条例を早期に制定し、調整地域での無秩序な乱立を防ぐこと。
- 3. 再生可能のエネルギーを推進し、太陽光発電設置の補助額を増額すること。 蓄電池の補助を新設すること。
- 4. リサイクル意識の啓蒙を行い卵パック、食品トレー等のプラスチック類の資源化をさらにすすめる工夫を行い、可燃ごみを減らす施策を講じること。雑紙回収の徹底を図ること。
- 5. 住宅の開発で人口増加が進んでいる中、可燃ごみの回収時間が遅く、夏場で

- の不衛生などが指摘されている。収集車の台数を増やすなど回収時間を早めること。
- 6. 東埼玉資源環境組合の各自治体負担割合の見直しをはかること。
- 7. 防犯灯を増設すること。設置基準を見直すこと。
- 8. 上第二大場川、西大場川の浄化を促進すること。
- 9. 降雨時の道路冠水を防ぐための排水路の整備、清掃の強化をはかること。
- 10. 中川の河川改修を急ぐこと。
- 11. 木売り落としを活用した貯留施設の整備は、浄化対策と合わせて早急に整備すること。
- 11. 排水路清掃要綱を見直し、市が責任をもって行うこと。
- 12. 新きぼりの改修を全区間で対象にした計画を早く作ること。
 - ①周辺の逸水を防ぐこと。
 - ②三郷境の堰を解放出来る水質水準にすること。
 - ③近隣の新きぼりへ流入する水路を早急に調査し、計画的に改修すること。
- 13. 保3~4区(南中学校周辺)の浸水対策を急ぐこと。
- 14. 都市計画税を軽減すること。
 - 5. 産業振興と地域経済の活性化のために

◆ 産業振興について

- 1. 住宅改修費補助事業の補助総額を増やし、市民要望に応えられるよう に すること。
- 2. 商店にも住宅改修補助事業を適用し商店の活を性化はかり支援する体制を強化すること。
- 3. 所得税法第56条を廃止し、白色専従者の経費も給与として認めるよう国に要望すること。

◆農業について

- 1. 農産物の輸入増に伴う安全性の確保を国に求めること。
- 2. 食料自給率向上を国に求めること。
- 3. 種子法の復活を国に求めること。
- 4. 農業後継者の育成確保のため、後継者に対する無利子、長期の経営資金の 提供、経営と生産技術の習得の提供、青年男女の交流機会の拡大に、県や 農業協同組合と一体となって取り組むこと。非農家や他産業からの農業へ の新規参入者の定着に力を入れ一定期間の生活支援や資金、技術での総合 的な拡充を県と共に行うこと。

◆ 労働・雇用対策について

- 1. 公契約条例を策定し、市発注の公共工事、公共サービスに関して適正な賃金が払われるようにすること。
- 2. 青年・新卒者の正規労働者としての就労支援を行い、雇用の確保に努めること。
- 3. 派遣労働者が正規労働者になれるよう労働者派遣法の見直しを国に求めること。
- 4. 最低賃金の時給を引き上げるために市は率先して役割を果たすこと。
- 5. 低賃金や不安定雇用を拡大する公務労働の非正規化を吉川市はやめること。
- 6. 市職員の増員を図ること。技術職員の増員と養成を図ること。
- 7. 職員の長時間勤務を改善するとともに、メンタルヘルス対策を抜本的に強化すること。

6. 教育の充実を

- 1. 憲法と教育基本法に基づいた教育を推進すること。
- 2. 美南小学校は今後全校児童数が 1400 人を上回る事が予測されている。子どもたちの学習環境としてふさわしい規模とするために、学校区の見直しを図り、対策を行うこと。
- 3. 学校教育で、日の丸、君が代については、内心の自由を尊重し強要はしない こと。
- 4. 特定の宗教に関わる『志教育プロジェクト』を活用した、教職員・PTA・ 児童生徒を対象とした教育は行わないこと。
- 5. 全国一斉学力テストには参加しないこと。
- 6. 学校給食費は無償とすること。
- 7. 学校給食は地産地消で地元の食材を使う割合を増やすこと。現在、米及び卵は 100%市内産ですが、野菜の地産割合は低い現状。農業政策と併せて、野菜の地産地消率を向上すること。
- 8. 少人数学級の実施を国に要望するとともに、市として拡充をはかること。
- 9. 学校配分予算を増額し、保護者負担の軽減、解消に努めること。
- 10. 給付型奨学金制度の創設を国に求めること。
- 11. 就学援助について市独自に上乗せした基準を設けること。
- 12. 国庫補助金の交付要綱改正の趣旨を踏まえ、PTA会費とともにクラブ活動

費の補助を行うこと。

- 13. 学校図書室の臨時職員の増員を図ること。専任の司書を計画的に配置すること。
- 14. 学校のソーシャルワーカー、相談員の身分保障をするために、全額県費負担制度を復活するよう県に求めること。
- 15. 今年度から小学校にもスクールカウンセラー制度が導入されましたが、現状の派遣時間では不十分であり、状況に合わせ時間の拡充を図ること。
- 16. 不登校の子どもたちの将来不安解消のため、進路情報などを当事者・保護者に伝えること。
- 17. 不登校児の居場所づくりを実施すること。
- 18. 子どもたちのあらゆる悩みなどを気軽に相談できる「こども相談センター」 窓口を少年センターに開設すること。
- 19. 小中学校の体育館にエアコンを設置することは教育環境にとって必須であり、早急に設置すること。
- 20. 小中学校、公共施設のトイレの洋式化は独自計画を作成し実施すること。
- 21. 特別支援学級に指導資格を持った教職員を増員すること。
- 22. 正規の教職員の配置を増やすことを県に求めること。
- 23. 学校で使用する防災頭巾、机の引き出しは公費で準備すること。
- 24. 学校内の樹木の剪定は定期的に行い、害虫対策に万全を期すこと。
- 25. 学校給食の放射性物質検査は引き続き行うこと。
- 26. ランドセルの重量化と子どもの健康障害については引き続き留意し、軽量 化を図るために、学校・保護者・関係機関との連携を進めること。
- 27. すべての小中学校の音楽室にグランドピアノを設置すること。
- 28. 市は演劇の文化財団を立ち上げること。
- 29. 中央公民館の施設改善
 - ① 和式トイレを洋式トイレにすること。
 - ② 調理室の給湯器を補修し、利用者の利便性を図ること。

30 · 図 書

- ③ 駅南地域に図書館を設置すること。
- ④ 障がい者、高齢者等への郵送貸出を実施すること。
- ⑤ 団体貸出を活用し読書環境の充実を図ること。
- ⑥ 図書館活動を利用したフレイル予防、対策の強化を進めること。

7. 財政の確立、地方自治の拡充をすすめる

- 1. 地方交付税交付金は経済・財政再生計画による削減に反対すること。地方交付税交付金のトップランナー方式はやめることを国に求めること。
- 2. 地方交付税財源である国税の割合を見直して財源を確保し、臨時財政対策債

- をやめて本来の地方交付税措置とするよう国に求めること。
- 3. 社会保障や教育関連の最低基準を堅持し、その財源に責任を持つよう国に求めること。
- 4. 高齢者等自然増に伴う諸制度の歳出額を確保するよう国に求めること。
- 5. 所得や収入に応じた税制改正を図るよう国に求めること。特に、大企業優遇税制を改め、中小企業並みの負担を求めること。
- 6. 外形標準課税の拡大は行わないよう国に求めること。
- 7. 消費税5%への減税で経済の活性化を図るよう国に求めること。また、消費 税増税と一体で導入が計画されているインボイス制度は、事業者の大きな負 担となることから、導入しないことを国に求めること。